

条例の点検・見直しシート

| | | | |
|---------|--|-----------|---|
| | | 作 成 年 月 日 | 平成24年6月29日 |
| 条例の題名 | 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例 | 公 布 日 | 平成10年3月27日 |
| 条 例 番 号 | 平成10年三重県条例第3号 | 直 近 改 正 日 | 平成11年3月19日 |
| 所管部局課 | 雇用経済部雇用経済総務課 | 電 話 番 号 | 059-224-2312 |
| 条例の概要 | 科学技術に関する研究及び開発を支援し、科学技術の振興及び県内産業の高度化等を図るため、三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターを四日市市に設置し、その管理及び運営に関し必要な事項を定めたものである。 | 条例の 類型 | 財産管理 型 |
| 視点 | 項 目 | 回 答 | 検 討 内 容 |
| 必要性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | いいえ | 平成19年に三重ハイテクプラネット21構想が廃止され、平成20年には科学技術振興センターの組織改変に伴い、科学技術振興センターが鈴鹿山麓研究学園都市センターから撤退した。これらの状況から、県内科学技術振興の拠点施設としての、鈴鹿山麓研究学園都市センターの位置づけも変わってきていると考えられる。 |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | 鈴鹿山麓研究学園都市センターは、もともと科学技術に関する研究及び開発を支援し、科学技術の振興及び県内産業の高度化等を図るための施設として県が設置したものであり、今後も公的な関与を行っていく必要がある。ただし、設置当時とセンターを取り巻く状況は変わってきており、今後センターのあり方を見直すなかで、公的な関与のあり方も見直す必要がある。 |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | いいえ | 現在、鈴鹿山麓研究学園都市センターでは貸館のみを行っており、科学技術振興のための事業に十分活用できていない。 |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | 該当なし | |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。 | はい | 地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及び管理に関しては、条例で定めることが必要であることから、鈴鹿山麓研究学園都市センターの管理・運営に関する事項を条例で定めている。 |
| 適法性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | はい | 地方自治法第244条の2第1項 |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。 | はい | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | |
| 有効性 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | いいえ | 現在、鈴鹿山麓研究学園都市センターでは貸館のみを行っており、科学技術振興のための事業に十分活用できていない。 |
| | 条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。 | いいえ | 平成19年に三重ハイテクプラネット21構想が廃止され、平成20年には科学技術振興センターの組織改変にともない、科学技術振興センターが鈴鹿山麓研究学園都市センターから撤退した。これらの状況から、県内科学技術振興の拠点施設としての、鈴鹿山麓研究学園都市センターの位置づけも変わってきていると考えられる。 |
| | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | いいえ | 現在、鈴鹿山麓研究学園都市センターでは貸館のみを行っており、科学技術振興のための事業に十分活用できていないので、条例第2条の事業内容を見直す必要がある。 |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | いいえ | 現在、鈴鹿山麓研究学園都市センターでは貸館のみを行っており、科学技術振興のための事業に十分活用できていないので、条例第2条の事業内容を見直す必要がある。 |

| | | | | | |
|----------|--|--|--|--------------|---------------|
| 効率性 | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | いいえ | 現在、鈴鹿山麓研究学園都市センターでは貸館のみを行っており、科学技術振興のための事業に十分活用できていないので、条例第2条の事業内容を見直す必要がある。 | | |
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | 追加すべき規定はない。ただし、鈴鹿山麓研究学園都市センターのあり方を見直す中で、条例の規定を見直していく必要がある。 | | |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | | | |
| 公平性 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | 毎年入札により、管理委託会社を決定しており、コスト面での配慮も行っている。 | | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | | | |
| | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | | | |
| その他 | 条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | はい | | | |
| | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | | |
| 点検・見直し結果 | 理由 | 特記事項 | | 見直しに関する規定の有無 | 有効期限に関する規定の有無 |
| | 改正を検討する | 鈴鹿山麓研究学園都市センターの設置当時とセンターを取り巻く状況は変わってきており、今後センターのあり方を見直していく必要がある。それに伴い、条例の必要性・有効性の観点から、条例の改正を検討していく。ただし、見直しの方向が確定するまでは、県有施設として引き続き同センターの運営・管理を行っていく必要がある。 | | 無 | 無 |